厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料】

<東3病棟・西病棟>

- ·精神病棟入院基本料(15対1)
- 看護補助加算1(30対1)

常時、入院患者数15人に対して1以上の看護職員(看護師及び准看護師)と、入院患者数30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

保険診療については、すべて出来高制です。

当病棟では、1日に21人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8:30~16:30まで、看護職員1人あたりの受け持ち入院患者数は、9人以内です。 16:30~8:30まで、看護職員1人あたりの受け持ち入院患者数は、27人以内です。

<東1病棟・東2病棟>

· 精神療養病棟入院料

常時、入院患者数15人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。保険診療については、すべて包括制です。

当病棟では、1日あたり15人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8:30~16:30まで、看護要員1人あたりの受け持ち入院患者数は、15人以内です。

16:30~8:30まで、看護要員1人あたりの受け持ち入院患者数は、25人以内です。

【明細書発行体制について】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨をお申し出ください。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、 医師決定支援及び身体拘束最小化について】

当院では、入院の際に意思、看護師等が共同して入院診療計画を策定し、7日以内に 文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染 防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束 最小化の基準を満たしています。

